

# 牧之原市商工会 住宅リフォーム費用助成事業 をご利用ください



30万円以上の住宅リフォームを行うと

**助成金** (最高10万円)

〔まきのはら市共通商品券〕

**が支給されます**

牧之原市商工会では、市民の住環境の向上と地域経済の活性化を推進するため、牧之原市商工会の会員事業所を利用して、住宅のリフォーム（増改築・改修）を行う牧之原市民を対象に、工事金額の10%、最高限度額10万円を「まきのはら市共通商品券」で助成します。

#### （申請受付期間）

令和2年9月1日～令和3年2月28日  
まで。

（期間内でも予算が無くなり次第終了します。）

#### （申請受付場所）

牧之原市商工会にて受付します。  
申請手続きは、元請け施工業者が、申請者（施主）に代わり手続きをお願いします。

#### （申請できる人）

牧之原市民（牧之原市内に住民登録又は外国人登録を有する方）

#### （対象住宅）

市民が牧之原市内に所有する個人住宅であり、事業併用住宅の場合、自己の居住の用に供する部分



地域と共に60年! 未来を築く商工会  
**牧之原市商工会**

主管：牧之原市商工会建設部会

お問い合わせは 牧之原市商工会 ☎52-0640



# 牧之原市商工会

## 住宅リフォーム費用助成事業

### 【対象工事詳細】

※個人住宅のリフォーム（増築、一部改築、修繕、設備改善工事）

具体的な対象工事は、以下に定めるものとなります。

対象工事は基準日内において、同一住宅及び同一人につき1工事限り利用できる。

国、県、市で別途、補助金・助成金等が支給される工事は対象外となります。

※対象工事金額が30万円（税込）以上の工事であること。

※令和2年9月1日以降に工事を開始し、令和3年2月28日までに工事が完了し、工事代金の支払いができること。

※牧之原市商工会員事業所が施行する工事であり、牧之原市商工会住宅リフォーム推進事業に賛同する事業者であること。（1事業者申請5件まで申請可能）

※申請にあたっては、申請可能であるか事前に施工事業者にご確認ください。

### 【対象工事】

- ◆住宅の増改築
- ◆屋根の葺き替え・塗装工事
- ◆外壁の張替・塗装工事
- ◆内装クロスの張替工事
- ◆畳の張り替え
- ◆サッシの取替・設置工事
- ◆電気設備工事
- ◆トイレの修繕・取替工事
- ◆浴槽の修繕・取替工事
- ◆キッチン修繕・取替工事
- ◆上下水道の配管工事
- ◆床暖房工事
- ◆照明器具取替工事
- ◆給湯設備機器工事
- ◆空調設備工事
- ◆カーテン・ブラインド工事

#### ＜対象とならない工事例＞

- ◇浄化槽設備工事
- ◇耐震補強工事
- ◇太陽光発電設備、太陽熱温水器設置工事
- ◇家具・家電の購入費及び設置費
- ◇カーポート、物置設置工事
- ◇庭園整備、土地工事
- ◇門、塀、柵などの外構工事
- ◇賃貸用住宅の工事
- ◇住宅とは別棟の倉庫、車庫の工事
- ◇増改築を伴わない解体工事
- ◇国、県、市等で別途、補助金・助成金等が支給される工事
- ◇工事事業者を伴わない申請者自ら行う工事
- ◇施工業者が自らの住宅のリフォームを行う工事
- ◇その他、当会が認めないと判断する工事及び費用

### 【助成金の額】

工事金額の10%をまきのほら市共通商品券にて支給

支給上限 1工事 最高5万円（同一住宅、同一人1申請まで）

但し、300万円（税込）以上の工事の場合は、一律10万円

※申請後、工事金額に増額があった場合でも助成の額は増額しません。

工事金額に減額があった場合は助成の額は減額します。

助成額につきましては、商工会にて審査し、内定通知及び決定通知にてお知らせします。

●本事業は申請受付・審査・支給事務は牧之原市商工会が行います。

●本事業は審査の結果、お客様のご希望に添えない事があります。



＜お問い合わせ先＞

# 牧之原市商工会

☎52-0640